

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする陳述者ではありません。			
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する口にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本誓面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本誓面の訂正や追完はできません。

買受申出をされる方へ

本件は、土地だけを売却しております。建物（滅失）は売却対象ではないので、ご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月 6日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木 下 竜 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月21日 午前 9時00分から 令和 8年10月29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月 5日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年11月18日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年10月 6日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 690, 000 6, 952, 000	一括	1, 738, 000	16, 504	7, 073
1	440, 000				
2	8, 250, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 八尾市久宝園三丁目 |
| | 地 | 番 | 7番16 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3.54平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 八尾市久宝園三丁目 |
| | 地 | 番 | 7番13 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 66.27平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月31日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木 下 竜 哉

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地上に現存しない建物(家屋番号7番13)の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 八尾市久宝園三丁目 |
| | 地 | 番 | 7番16 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3.54平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 八尾市久宝園三丁目 |
| | 地 | 番 | 7番13 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 66.27平方メートル |



令和8年(ケ)第183号
令和8年7月23日受理
令和 年 月 日提出
8.8.10

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 村 山 誠 治

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 八尾市久宝園三丁目 | |
| | 地 番 | 7 番 1 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 3. 5 4 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 八尾市久宝園三丁目 | |
| | 地 番 | 7 番 1 3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 6 6. 2 7 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 八尾市久宝園三丁目 7 番地 1 3 | |
| | 家屋 番号 | 7 番 1 3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 3 4. 4 7 平方メートル |
| | | 2 階 | 3 8. 8 8 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府八尾市久宝園3丁目7番地の13		
土地	物件1・2		
現況地目	☒ 宅地（物件1・2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地状況図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☐ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年（ ）第 号 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 目的土地の現況について

- (1) 目的土地である物件1及び同2の形状は、概ね土地状況図のとおりである。
- (2) 目的土地である物件1及び同2の地積は、概ね地積測量図のとおりと思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- (3) 目的土地である物件1及び同2の境界は不明であり、正確には専門家による測量を要する。
- (4) 目的土地である物件1及び同2は、建築基準法上の道路に接面している。

2 目的建物の現況について

- (1) 目的建物は、令和8年1月26日に発生した火災により全焼し、臨場時に滅失していた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
八尾市役所 固定資産税課	目的建物は、令和8年1月1日時点では存在していたが、その後の火災により滅失したと思われる。
八尾消防署	目的建物は、令和8年1月26日に火災により全焼しました。
所有者代理人弁護士	私は、目的建物火災後の処理に関して委任を受けた代理人弁護士です。 目的建物は令和8年1月26日に火災により全焼しました。 所有者が目的建物を解体し、目的土地を更地にしました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

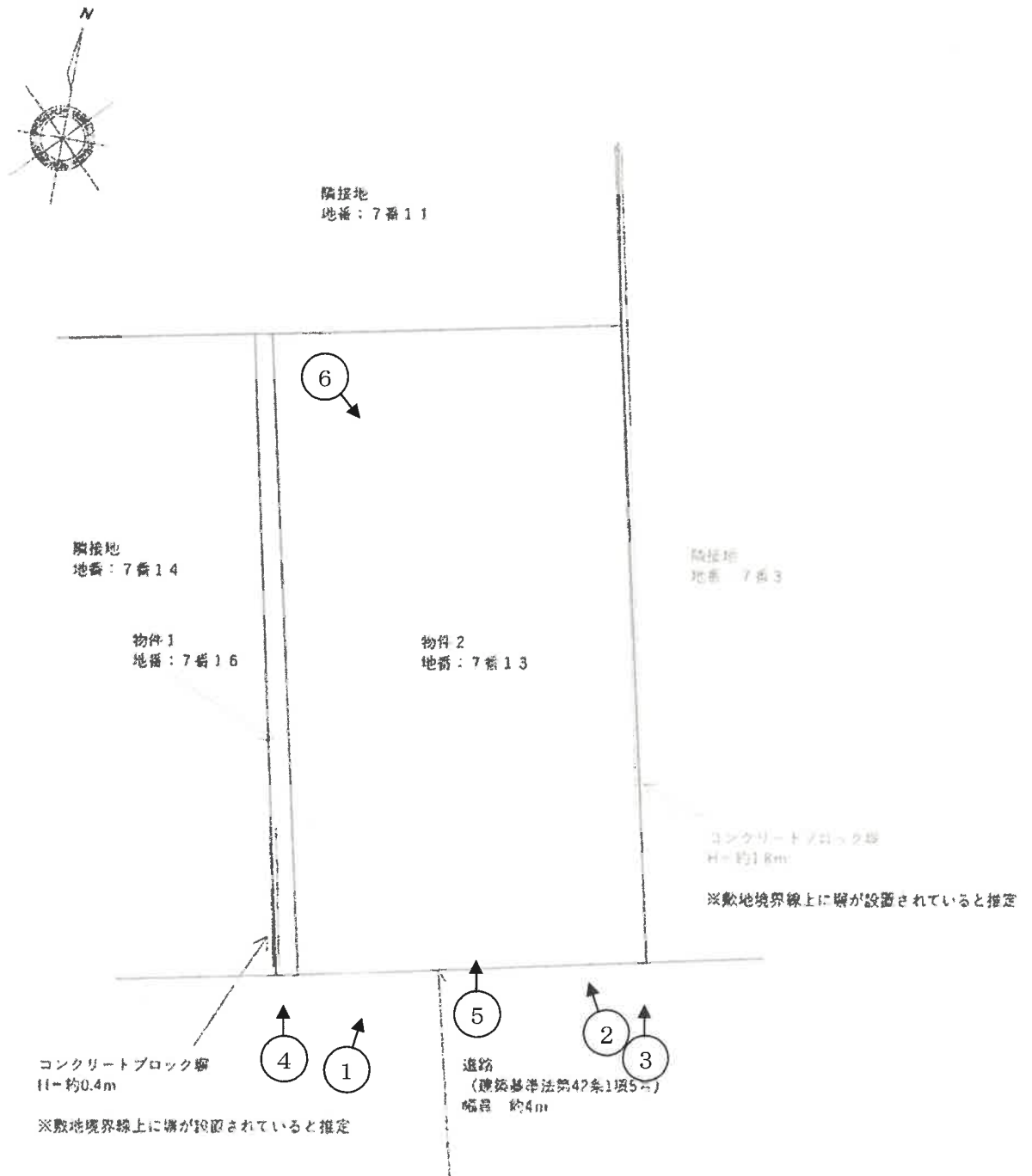
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月27日	執行官室	ライフライン調査
令和8年7月27日	執行官室	所有者照会（郵送）
令和8年7月27日 16:20 - 16:25	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年7月27日 16:40 - 16:45	中之島図書館	物件確認
令和8年7月28日 14:15 - 14:25	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年7月28日 15:15 - 15:55	八尾市役所	道路調査、課税調査
令和8年7月28日 16:05 - 16:30	八尾市消防署	目的建物の火災について調査
令和8年8月4日 10:50 - 11:10	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、概測、写真撮影

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和8年（ケ）第183号 土地状況図



(←○ 写真撮影場所・方向)

	1 目的土地
	2
	3

	4
	5
	6

令和8年（ケ） 第183号
令和8年8月4日 現地調査
令和8年8月7日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土 地)

評価人 不動産鑑定士

池木 俊博

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,690,000円	
内 訳 価 格	
物件1	金 440,000円
物件2	金 8,250,000円
物件3	

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1, 2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項参照（建物滅失）
番号	特 記 事 項		
1, 2	目的土地の位置，形状，規模等について実地調査を行った結果，全部事項証明書（土地）記載事項と現況は概ね一致することを確認した。ただし，境界等を明示するものを全て確認できない状況での概測には一定の限界があるため，正確な地積を確定するには専門家の測量が必要である。		
3	現地調査を行った結果，令和8年1月26日に発生した火災により全焼しており，滅失していることを確認した。 火災後に所有者が目的建物を解体して，現況は更地となっているため，本件においては物件1，物件2から構成される更地を評価対象とする。 なお，解体後の基礎，地中障害物，焼損残材等の有無については確認しておらず，これらが発見された場合の撤去・処分費用については留意が必要である。		

第4 目的物件の位置・環境等

対象土地の概況及び利用状況等（物件1，物件2）

位置・交通	近鉄大阪線 弥刀駅 南東方 約450m (道路距離) (別添位置図参照)	
付近の状況	低層の戸建住宅，共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	・第2種高度地区 ・景観計画区域（一般区域） ・立地適正化計画（居住誘導区域） ・宅地造成等工事規制区域 ・水害ハザードマップ 寝屋川流域浸水想定区域（想定最大規模）0.5m未満
画地条件	規模（登記数量）	69.81m ² (物件1：3.54m ² ，物件2：66.27m ²)
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約6.3m・奥行約11m
	高低差等	概ね等高に接面
接面道路の状況	南側	幅員約4m私道（建築基準法第42条1項5号）
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	更地
	東側	連棟式住宅
	西側	戸建住宅地
	南側	道路
	北側	戸建住宅地
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地の登記簿・分筆前の閉鎖登記簿・土地台帳等及び過去の住宅地図による地歴調査の結果から土壌汚染の端緒を示す特段の情報は見受けられない。また，目的土地への影響が懸念される周辺エリアに関して，調査時点において法令上の有害物質使用特定施設及び土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定はない。なお，確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	(1) 東側隣接地との隣地境界線付近にコンクリートブロック塀（H＝約1.8m）が設置されているが，目的土地に跨っている可能性がある。なお，当該ブロック塀は控え壁が設置されていないため，遵法性を満たしていない可能性がある。 (2) 西側隣接地との隣地境界線付近にコンクリートブロック塀（H＝約0.4m）が設置されているが，目的土地に跨っている可能性がある。 上記(1)、(2)については，規模、追加費用等に照らし、評価額への影響は軽微と判断した。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1及び物件2（土地）

目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	171,000	1.04	3.54	1.00	630,000
2	171,000	1.04	66.27	1.00	11,785,000
計			69.81	-	12,415,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 八尾-35

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $168,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.7/100 \times 100/101 \times 100/98 \approx 171,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01
	方位+1				

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	1.00	0.98	1.00	1.00	0.98
	駅距離-2				

イ 個別格差：	接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04
	方位+4				

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：本件の場合、不要。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に必要な応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1オ) ア	市場性 修正 イ	競売 市場 修正 ウ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
1	630,000	1.00	0.70	440,000
2	11,785,000	1.00	0.70	8,250,000
3				
一括価格 (合計)				8,690,000

イ 市場性修正

本件の場合、不要。

ウ 競売市場修正

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 地価公示八尾-35

所 在 : 八尾市久宝園3丁目123番
価 格 : 168,000円/㎡
位 置 : 近鉄大阪線 弥刀駅 南東方 約630m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 310㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北東 4m 市道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域 (建蔽率60%, 容積率200%) 準防火地域
地域の概要 : 中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

2 固定資産評価額 令和8年度

物件1 : 358,715円
物件2 : 6,715,271円
物件3 : 1,033,655円 ※調査時点において建物滅失

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 土地状況図

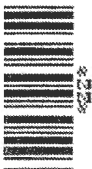
以 上

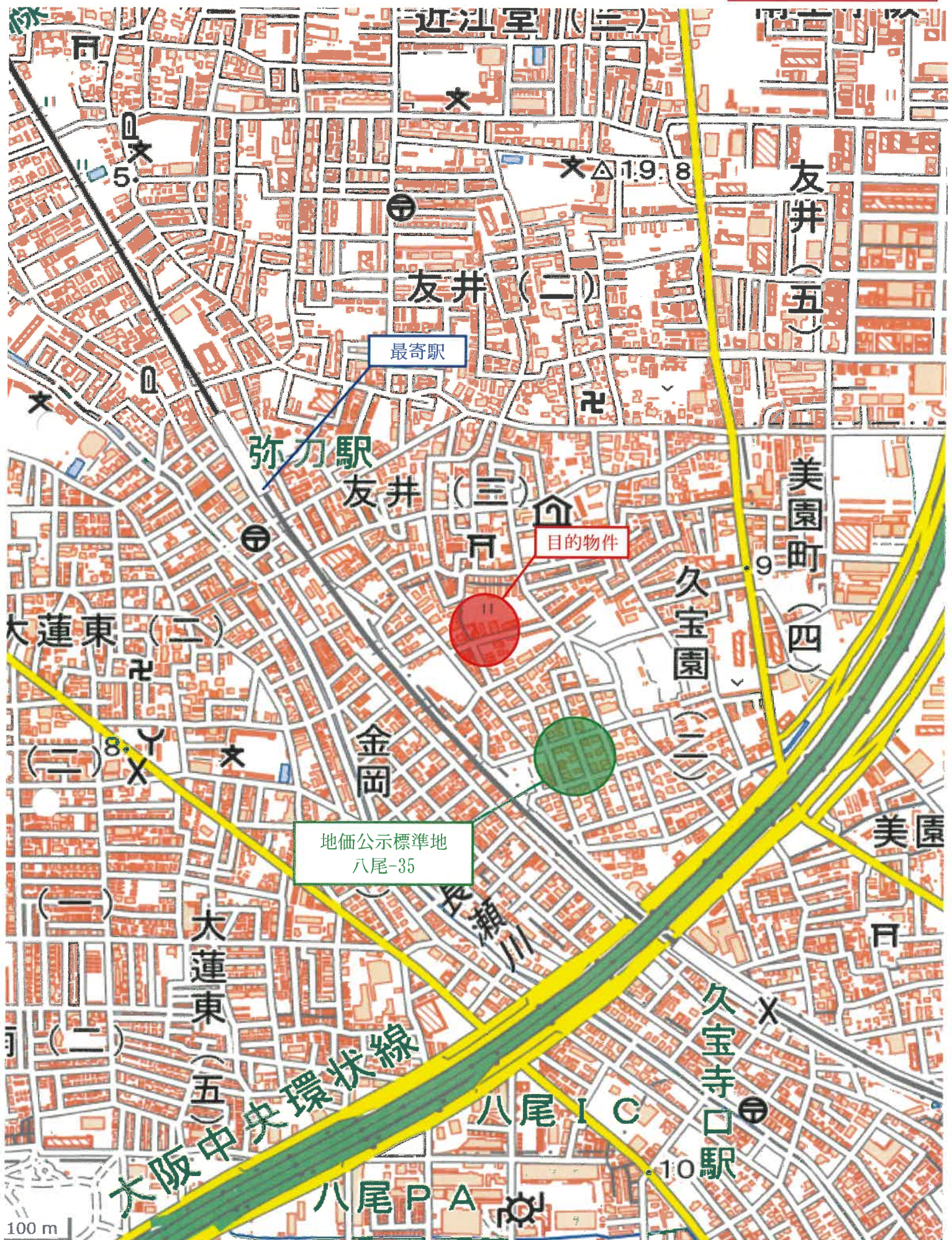
物 件 目 録

1 所 在 八尾市久宝園三丁目
地 番 7 番 16
地 目 宅地
地 積 3.54 平方メートル

2 所 在 八尾市久宝園三丁目
地 番 7 番 13
地 目 宅地
地 積 66.27 平方メートル

~~3 所 在 八尾市久宝園三丁目 7 番地 13~~
~~家屋 番号 7 番 13~~
~~種 類 居宅~~
~~構 造 木造瓦葺 2 階建~~
~~床 面 積 1 階 34.47 平方メートル~~
~~2 階 38.88 平方メートル~~







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	八尾市久宝園三丁目				地番	7番13			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和37年12月17日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和8年4月20日

福岡法務局

請求番号: 55-1

(1/2)

登記官

A4サイズに縮小

ヨ
ウ
キ
ヨ
ク
レ
ブ
フ
ク
キ
ナ
ラ
ム
ケ
ノ
イ
ナ
リ
ト
キ
ト
キ
7
3

50-7
95-3
94-1
99-2
15-26
15-3
15-33
15-6
3-6
3-3
10-4
15-5
29-1
37-8
43-1
7-10
7-12
7-15
7-16
7-2

請求番号: 55-1
(2/2)

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和55年4月23日

1033518

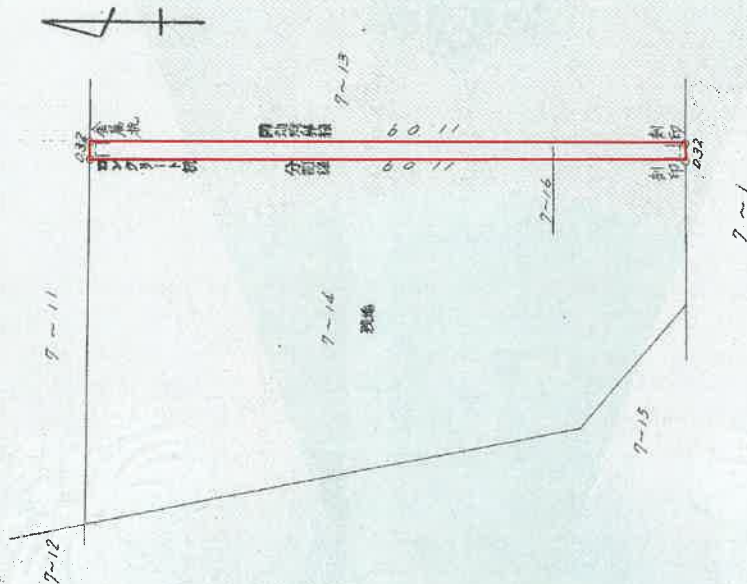
地積測量図

前 7-14, 7-16, 7-18, 7-20, 7-22, 7-24, 7-26, 7-28, 7-30, 7-32, 7-34, 7-36, 7-38, 7-40, 7-42, 7-44, 7-46, 7-48, 7-50, 7-52, 7-54, 7-56, 7-58, 7-60, 7-62, 7-64, 7-66, 7-68, 7-70, 7-72, 7-74, 7-76, 7-78, 7-80, 7-82, 7-84, 7-86, 7-88, 7-90, 7-92, 7-94, 7-96, 7-98, 7-100

地番

土地の所在

八尾市又宝園3丁目



表積

7-14	67.0411	=	3.5488	=	69.2923
7-16	11.09	=	0.32	=	3.5488

作製者

申請人

(昭和55年4月17日作製)

縮尺 1/100

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局東大阪支局寄贈)

令和8年4月20日 福岡法務局

登記官

登記年月日：昭和55年2月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和8年4月20日

福岡法務局

登記官

1033517

前7-2 後7-2

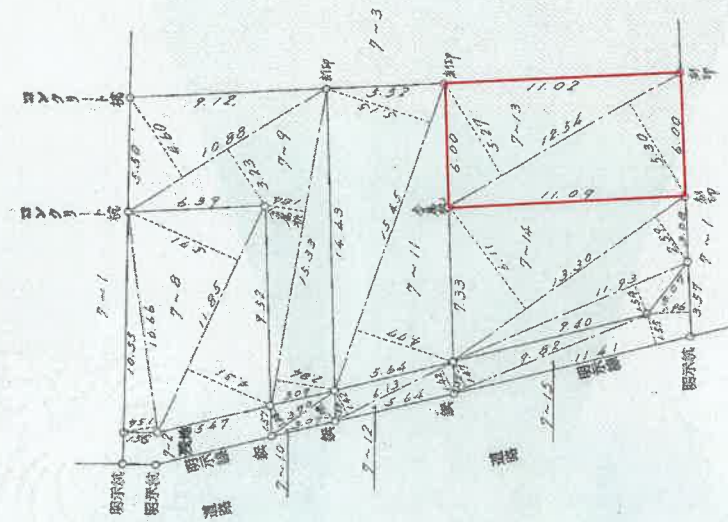
地番

7-2, 7-8, 7-15

土地の所在

八尾市久宝園 3丁目

地積測量図



7-2	$407.010.85 - 388.990.75 \times 18.101175$
7-8	$11.85 \times (4.31 + 5.71) \times \frac{1}{2} = 35.3605$ $10.66 \times 1.54 \times \frac{1}{2} = 0.82002$ $\Sigma 6.15767$
7-9	$10.88 \times (4.60 + 3.23) \times \frac{1}{2} = 42.5957$ $15.33 \times (1.84 + 2.96) \times \frac{1}{2} = 35.9772$ $\Sigma 78.4629$
7-10	$3.70 \times (1.28 + 1.28) \times \frac{1}{2} = 4.7840$
7-11	$15.45 \times (5.15 + 4.77) \times \frac{1}{2} = 76.6320$
7-12	$4.13 \times (1.42 + 1.42) \times \frac{1}{2} = 5.77066$
7-13	$12.56 \times (5.27 + 5.30) \times \frac{1}{2} = 65.7239$
7-14	$10.30 \times (2.59 + 3.11) \times \frac{1}{2} = 57.8550$ $11.93 \times 1.54 \times \frac{1}{2} = 9.1861$ $\Sigma 67.0411$
7-15	$9.82 \times 1.47 \times \frac{1}{2} = 7.2177$ $11.61 \times 1.55 \times \frac{1}{2} = 9.04275$ $3.57 \times 1.96 \times \frac{1}{2} = 3.4986$ $\Sigma 19.75905$

7-8, 7-15 計 388.99075

作製者

(昭和55年2月 / 日付)

申請人

縮尺

1/250

A4サイズに縮小

